日薬業発第３８０号
平成２３年３月２４日

都道府県薬剤師会会長　殿

日本薬剤師会
会長　児玉　孝

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した
組合員等の一部負担金等の取扱い等について

標記につきまして、総務省自治行政局公務員部福利課より下記のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本件は、東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震による被災に係る、地方公務員共済組合の組合員等の一部負担金ならびに組合員証等の取り扱いに関するものです。

取り急ぎお知らせしますので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

記

１．東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した組合員等の一部負担金等の取扱いについて（平成 23 年 3 月 24 日、事務連絡）
２．「長野県北部の地震」に係る地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について（平成 23 年 3 月 23 日、事務連絡）〈抄〉

以上

事　務　連　絡
平成２３年３月２４日

日本医師会
日本歯科医師会　御中
日本薬剤師会

総務省自治行政局公務員部福利課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した
組合員等の一部負担金等の取扱いについて

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

（添付書類）

○　東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した組合員等の一部負担金等の取扱いについて

写

事　務　連　絡
平成２３年３月２３日

各都道府県市町村担当課　御中

総務省自治行政局公務員部福利課

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した組合員等の
一部負担金等の取扱いについて

今回の東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震で被災した組合員及びその被扶養者の保険医療機関等での一部負担金等の取扱いについて、平成２３年３月１４日付け事務連絡「「東北地方太平洋沖地震」に係る地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について」及び平成２３年３月２３日付け事務連絡「「長野県北部の地震」に係る地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について」で現行法の取扱いをお示ししましたが、被害の甚大な状況を踏まえ、一部負担金等の支払いの猶予について、さらに下記のとおり取り扱っていただくようお願いします。

また、入院時食事療養費と入院時生活療養費の標準負担額の医療機関への支払いについても、今回の被災状況を踏まえ、特例的に以下のとおり対応をお願いするものです。

なお、上記３月１４日及び２３日の事務連絡のとおり、組合員が受けた損害の状況などを踏まえて、地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が個別に支払いの猶予及び減免の判断ができる旨申し添えます。

記

１　特例措置の対象となる一部負担金等

保険医療機関等における以下の一部負担金等の支払いについては、組合員及び被扶養者から保険医療機関等への直接の支払いに代えて、共済組合が保険医療機関等に支払うとともに、共済組合が組合員から一部負担金等相当額を徴収する整理とし、その徴収を猶予いただきたいこと。

・一部負担金
・食事療養標準負担額
・生活療養標準負担額
・保険外併用療養費に係る自己負担額

・訪問看護療養費に係る自己負担額
・家族療養費に係る自己負担額
・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

2　特例措置の対象者

イ及びロのいずれにも該当する者であること。

イ　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の適用市町村のうち、

①　岩手県全３４市町村、宮城県全３５市町村、福島県全５９市町村、青森県八戸市、上北郡おいらせ町、茨城県水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷群河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、栃木県宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、千葉県旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町（平成２３年３月１７日１４時００分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

②　長野県下水内郡栄村、新潟県十日町市、上越市又は中魚沼郡津南町（平成２３年３月１３日１９時００分現在、追加して適用があれば当該適用市町村を含むものとする。）

に住所を有する（地震の発生以降、①及び②の適用市町村から他の市町村に転入した場合を含む。）地方公務員共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）の組合員及び被扶養者であること。

ロ　東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により、次のいずれかの状態となった者

①　住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした状態

②　主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った状態

③　主たる生計維持者の行方が不明である状態

④　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第3項の規定による、避難のための立退きに係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難を行っている状態

3　取扱いの期間

当面、５月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、５月末日まで徴収を猶予いただきたいこと。ただし、２ロ③の場合は５月までのうち主たる生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に、２ロ④の場合は５月までのうち当該指示が解除されるまでの間に限る。

事　務　連　絡
平成２３年３月23日

日本医師会
日本歯科医師会　御中
日本薬剤師会

総務省自治行政局公務員部福利課

「長野県北部の地震」に係る地方公務員共済組合の
短期給付に係る事務処理について

日頃、地方公務員共済組合制度の円滑な運営にご協力いただき、ありがとうございます。

標記の件について、別添のとおり関係共済組合等に対して通知しましたので、お知らせします。

貴会におかれましても、該当する県内の会員に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

（添付書類）

○　「長野県北部の地震」に係る地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について

写

事　務　連　絡
平成２３年3月23日

地方職員共済組合保健課
東京都職員共済組合医療保険課　御中
各指定都市職員共済組合医療保険担当課

総務省自治行政局公務員部福利課

「長野県北部の地震」に係る地方公務員共済組合の
短期給付に係る事務処理について

今般の「長野県北部の地震」（以下「地震災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、よろしくお願いします。

記

1　一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第５７条の２の規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の地震災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び被災した所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成１８年９月２９日付け総行福第３１３号）を参照されたいこと。

2　組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（１）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行が

できるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

（１）組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

（２）組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。（別添参照）

３　保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。